

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

令和3年9月
林 野 庁

I. 趣旨

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第77号）は、本年6月11日に第204回国会で成立したところである。

改正後の脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第16条では、国及び地方公共団体が、強度又は耐火性に優れた建築用木材として農林水産省令で定める建築用木材については、製造技術及び製造に要する費用の低廉化に資する技術の開発並びに普及の促進等に努めることとされている。

このため、同条の規定に基づき、農林水産省令において強度又は耐火性に優れた建築用木材を規定する必要があることから、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行規則（平成22年農林水産省令第51号）を改正し、上記内容を規定するほか、条ずれ等の所要の手当を行う。

II. 概要

法第16条の規定に基づき、強度又は耐火性に優れた建築用木材として、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第7条第1項の規定に基づき、農林水産大臣が日本農林規格を定めたもののうち、建築物の構造耐力上主要な部分に用いるために定められたものについて、当該規格に適合したものを規定するものとする。

III. 施行期日

令和3年10月1日